

袴田さん再審開始

検察、特別抗告断念

66年一家殺害 無罪の公算

1966年に静岡県的一家4人が殺害された事件を巡り、死刑が確定した袴田巖さん(87)の第2次再審請求の差し戻し審で再審開始を認めた東京高裁決定に対し、東京高検は20日、最高裁への特別抗告を断念したと明らかにした。袴田さんは静岡地裁での再審公判で、無罪を言い渡される公算が大きくなった。

特別抗告の要件は憲法違反を満たすのは困難と判反か判例違反に限られ、こ断したとみられる。戦後の

死刑事件で再審開始の判断が確定したのは5例目。過去4例は再審公判を経て83〜89年に無罪となった。

高裁は13日の決定で弁護側の主張を全面的に認め、2014年の静岡地裁に続き再審開始を認めた。確定判決が「犯行着衣」と認定した衣類5点の証拠を捜査機関側が捏造した可能性が極めて高いと指摘した。

衣類は事件から約1年2衣類は「捜査機関の者」がタンク内に隠した可能性が高いとした。



自宅できつろぐ袴田巖さん(左)と姉ひで子さん＝20日午前、浜松市(袴田さん支援クラブ提供)

袴田巖さんの再審 1966年6月30日、静岡県清水市(現静岡岡市清水区)のみそ製造会社専務宅から出火し、専務と妻、子ども2人の計4人の他殺体が見つかった。元プロボクサーで従業員の袴田巖さん(87)が強盗殺人などの罪で起訴され、公判で無罪を主張。強引な取り調べが明らかになったが、80年に死刑が確定した。81年からの第1次再審請求は静岡地裁、東京高裁、最高裁まで全て退けられ2008年に終結。第2次請求は同年に袴田さんの姉ひで子さん(90)が申し立てた。